

日本脳炎の接種機会を逃していませんか

◆平成26年度日本脳炎の接種スケジュール

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17～21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした（積極的勧奨の差し控え）。

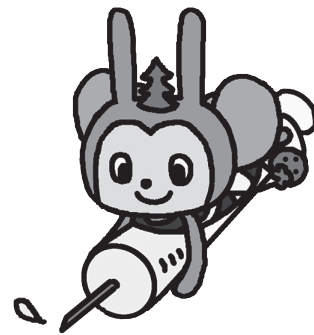
その後新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっていきます。このため、平成7～18年度に生まれた方は、平成17～21年度に日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃していることがありますので、母子健康手帳などを確認のうえ、不足分の接種を受けてください。特に、今年（平成26年度）小学2～3年生と高校3年生の方は、母子健康手帳を確認のうえ、不足分の接種を受けてください。

なお、生まれた年ごとの、具体的な対応については、以下のとおりです。

【★標準的な接種スケジュール】

1期接種（計3回）	2期接種（1回）
1期初回：3歳のときに2回（6～28日の間隔で接種） 1期追加：1期初回2回目終了後おおむね1年の間隔で1回（4歳のとき）	9歳のときに1回

生まれた年	平成26年度における学年	積極的勧奨の差し控え時期 平成17～21年度に接種を受けていない方への対応	今後の対応	
			1期接種 （通常は3歳で2回、4歳で1回）	2期接種 （通常は9歳で1回）
平成19年度以降 （H19.4.2～）	小1以下	差し控え後の方です。	★標準的な接種スケジュール	★標準的な接種スケジュール
平成17～18年度 （H17.4.2～H19.4.1）	小2～小3	1期接種を受けていない方がいますが、原則として、平成25年度までに1期初回接種を受けるようご案内しました。	1期接種が、十分に行われていないことから、今年度中に不足回数分の接種を受けてください。 ※1期初回接種終了後、13か月を超えないように追加接種を受けてください。	1期接種をすでに受けた方は、2期接種を受けることができます。1期追加接種後5～6年の間隔をあけて接種を受けてください。 ※通常の2期接種の対象は9歳以上13歳未満ですが、この年齢の方々には、2期接種の期間を20歳未満まで延長しています。
平成15～16年度 （H15.4.2～H17.4.1）	小4～小5	1期接種を受けていない方や、接種回数が不足している方がいましたが、原則として、平成24～25年度までに接種を受けるようご案内しました。	1期接種を受けそびれている場合、ご希望の方は接種を受けられます。	
平成14年度 （H14.4.2～H15.4.1）	小6	1期接種を受けていない方や、接種回数が不足している方がいましたが、原則として、平成24年度までに1期接種を受けるようご案内しました。	山武市内医療機関および、千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関で、予約して接種を受けてください。	
平成13年度 （H13.4.2～H14.4.1）	中1	1期接種の接種回数が不足している方がいましたが、原則として、平成23年度に1期接種を受けるようご案内しました。		
平成8～12年度 （H8.4.2～H13.4.1）	中2～高3	2期接種を受けていない方がいます。		
平成7年度 （H7.4.2～H8.4.1）	18～19歳	2期接種を受けていない方がいます。		
平成6年度以前	20歳	差し控え前の方です。		



※予診票は成東保健福祉センター、各出張所、市内乳幼児個別接種協力医療機関においてあります。

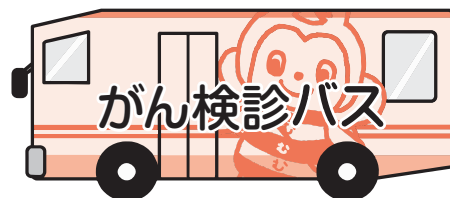
☎ 健康支援課母子保健係 ☎（80）1172



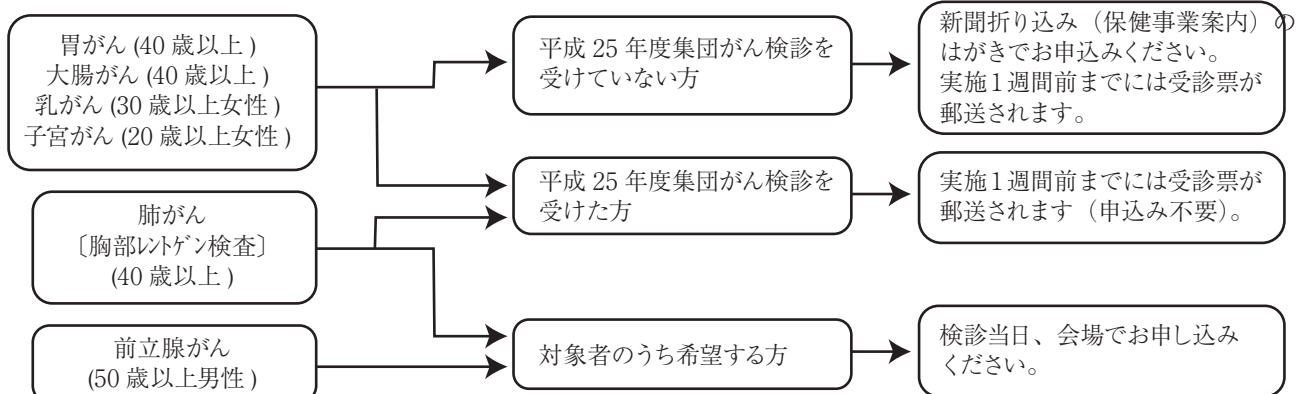
そうだ！がん検診に行こう！

～その前に、申し込みを忘れずに！～

- 今年度集団がん検診（胃・大腸・乳・子宮）を希望する方は、下図で申し込み必要の有無をご確認ください。
- 対象年齢や日程等の詳細は、4月1日（火）新聞折り込みの『平成26年度保健事業案内』をご覧ください。
- 申し込みの締め切りは4月18日（金）です。



集団がん検診申込み方法



※官製はがき・FAX・市ホームページでの申し込みもできます。『氏名・住所・電話番号・生年月日・希望のがん検診および希望日（保健事業案内参照）』を記入し、成人保健係までお願いします。

※年齢基準日は、平成27年3月31日現在です。

☎ 健康支援課成人保健係 ☎(80)1171 FAX(80)1177

全国健康保険協会（協会けんぽ）からのお知らせ

◆平成26年度の保険料率

協会けんぽは、主に中小企業に勤務している方とその家族が加入している健康保険です。

平成26年度の健康保険料率は、準備金を取り崩すことで、平成25年度保険料率と同じ9・93%を維持します。

介護保険は、介護給付費が年々増加し、このままでは約700億円を超える赤字が見込まれます。そのため、介護保険料率を本年3月分より1・55%から1・72%に引き上げせざるを得なくなりました。ご理解をお願いします。

◆加入者ご家族（被扶養者）への特定健診

協会けんぽは、加入者家族（40～74歳の被扶養者）に特定健診を実施しています。

健診費用の一部（6520円）を助成していますので、家族の健康チェックのため、毎年度1回受診しましょう!! なお、受診券は加入者本人（被保険者）の住所に直送します。

【特定健診とは？】

メタボリックシンドロームに着目した健診です。検査内容は、腹囲の計測・血圧・脂質・空腹時血糖・肝機能・尿検査等で、生活習慣病の予防を目的とした健診です。

【どうやって受診するの？】

加入者本人の住所に送付する受診券と健康保険証で受診します。4月中旬に受診券を送る予定です。

【どこで受診するの？】

健診機関の一覧、集団健診の日程や会場を協会けんぽのホームページに掲載しています。

【自己負担額は？】

個別健診 1180円（一部の健診機関では500円）
集団健診 500円

【その他】

加入者本人には「生活習慣病予防健診」を実施しています。勤務先に案内を送っていますので、申込方法などは協会けんぽにお問い合わせください。

※国民健康保険、健保組合等の加入者の健診は、それぞれの保険証の発行先にご確認ください。

☎ 全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部

☎ 043 (308) 0525